



非住宅建築物・ 瑕疵保証制度のご案内

安心の
10年保証

店舗や施設、教育施設や老人ホームといった、用途に住宅を含まない非住宅建築物の供給時に利用できる瑕疵保証制度についてご案内します。

瑕疵保証制度とは

住宅の用途を含まない非住宅建築物を供給する建設会社向けの瑕疵保証制度で、制度を利用することで、住宅技術協議会所定の保証書で取得者に建物の基本的な構造耐力・防水性能に関する10年間の瑕疵保証を提供することができます。

住宅技術協議会は保証制度の管理者として、保証制度の対象として適切に建設されていることを確認するため、建物の建設中に3回検査を行います。建物の完成後、建設会社から完成引渡しの通知を受けて「制度加入証明書」を発行し、建設会社と建物を損害保険に付保します。

保証制度の対象となる事故が発生した際に、建設会社が保証約定に基づいて保証責任を履行した場合に、住宅技術協議会を通じて損害保険から保険金が支払われます。

対象建物 (例)

- テナントビル
- 教育施設
- 福祉施設
- 店舗
- 事務所
- 倉庫・物流センター

保証制度の対象となる建物	用途	用途に住宅を含まない、テナントビルや事務所、店舗、児童福祉施設、診療所、老人ホーム等の福祉施設、倉庫・物流センター等の非住宅建築物等
	規模	延べ床面積や階数を問わず利用可
	構造	構造を問わず利用可
保証内容	保証の対象	建物の基本構造部分の基本的な構造耐力性能と防水性能
	保証期間	建物の引渡しから10年間
	保証限度額	2,000万円・3,000万円・4,000万円・5,000万円/棟 から選択
	免責金額等	免責金額：10万円/縮小てん補80% (1事故あたり)

木造建築物の制度利用料（3回分の検査料を含む）

（消費税別途）

延べ床面積	保証限度額			
	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
150㎡未満	126,000	186,000	216,000	251,000
150㎡以上 250㎡未満	173,000	209,000	238,000	273,000
250㎡以上 500㎡未満	228,000	243,000	273,000	303,000
500㎡以上 750㎡未満	253,000	268,000	298,000	328,000
750㎡以上 1,000㎡未満	263,000	278,000	318,000	358,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	325,000	340,000	380,000	420,000

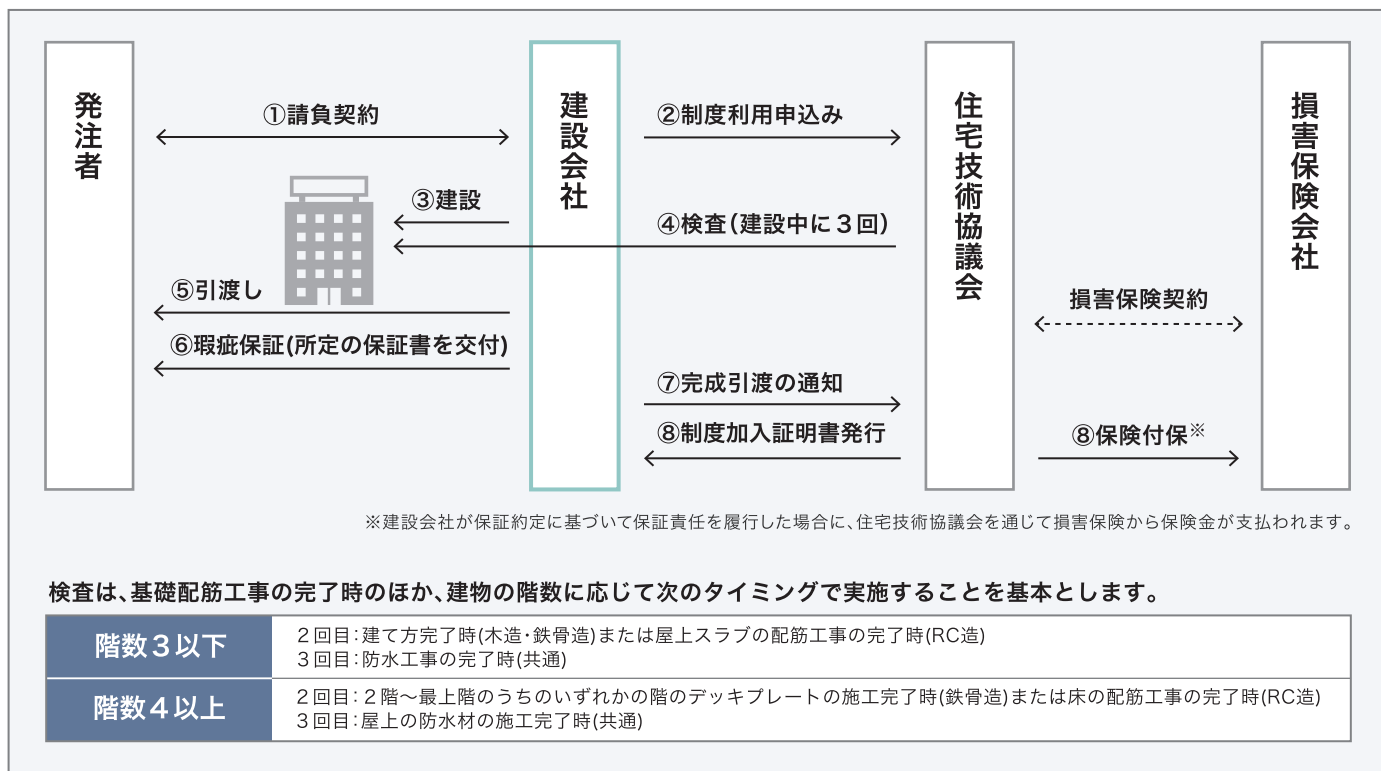
木造以外の建築物の制度利用料（3回分の検査料を含む）

（消費税別途）

延べ床面積	保証限度額			
	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
150㎡未満	136,000	299,000	369,000	441,000
150㎡以上 250㎡未満	173,000	331,000	400,000	478,000
250㎡以上 500㎡未満	263,000	348,000	433,000	508,000
500㎡以上 750㎡未満	296,000	373,000	458,000	543,000
750㎡以上 1,000㎡未満	328,000	398,000	488,000	578,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	390,000	490,000	590,000	695,000

※延べ床面積2,000㎡以上の建物の制度利用料については、都度見積となります。

瑕疵保証制度の概要



お問い合わせ



一般社団法人 住宅技術協議会
Jutaku Gijutsu Kyogikai

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル
TEL: 03-5408-8102 Web: <https://www.jutaku-gijutsu.org/>

NR230802-023(1)